

第11回 京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議 摘録

- 1 日 時 平成31年3月5日（火）13時30分～15時30分
- 2 場 所 京都市教育相談総合センター 会議室
- 3 出席者 岩井・梅山・大野・小槻・佐藤・柴田（代理出席）・柴原・高橋・田中・春田・
村田（代理出席）・室（代理出席）・山崎・吉田（代理出席）・米村（委員は五十音順，敬称略）
- 4 内容
 - (1) 開会
 - (2) 説明・取組報告・協議
 - ・ 京都府内の少年非行情勢等について（平成30年）
 - ・ 少年非行・問題行動等の防止について
 - ▶ 暴力行為・いじめの状況について
 - ▶ 少年非行・問題行動等の防止について
 - ・ いじめ防止等啓発パンフレット（平成31年度配布版）について
 - ・ その他
 - (3) 閉会

平成30年京都府内の少年非行情勢等について

（京都府警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター 柴田寛副所長からの説明）

- 平成30年中の非行少年の検挙・補導人員は922人（前年比▲95人）と前年に比べて減少。
刑法犯で検挙・補導された少年は735人（前年比▲76人）で，統計比較のできる昭和23年以降，最少を更新している。特別法犯で検挙・補導された少年は173人（前年比▲19人）で，不良行為（※）少年は19,201人（前年比▲1,427人）を補導。ぐ犯少年は14人で，前年と変わらなかった。
 - ※ 不良行為：飲酒，喫煙，薬物乱用，粗暴行為，暴走行為，家出，無断外泊，深夜徘徊，怠学等
- 刑法犯の罪種別では，万引きなどの窃盗犯が全体の半数以上を占め，非行の入り口と言われる「初発型非行」（万引き，オートバイ盗，自転車盗，占有離脱物横領）での検挙・補導が目立っている。また，詐欺などの知能犯が29人（前年比+11人）と増加しており，特殊詐欺（助長罪を含む。）に荷担した少年が検挙されている。学職別では，小学生以下133人（前年比+7人），中学生233人（前年比▲11人），高校生177人（前年比▲38人）。全体の半数以上を中・高校生が占めるが，小学生以下の占める割合が18.1%と，前年と比較して小学生の占める割合が大きくなっており，10年前（4.8%）と比較すると約3倍にもなっている。また，刑法犯少年に占める13歳以下の少年である触法少年の割合が初めて30%台に推移し，非行の低年齢化が進んでいると言える。
- 特別法犯は，違反法令別では，薬物事犯が全体の1割を占めており，学職別では，高校生以下が5割を占めている。
- 平成30年は，薬物乱用少年は減少（計18人で前年比▲3人）し，高校生4人，有職少年10人と減少しているが，未だ予断を許さない状況である。小学校高学年からの薬物乱用防止教室の受講など，少年に大麻をはじめとする違法薬物の危険性を正しく理解させる必要がある。

- 京都府内において、大麻で検挙される少年が増加していることに伴い、「京すぐメール」による企業向けチラシを配付するとともに、中高生が大麻の危険性を正しく理解するため、大麻がどのようなメカニズムで人間の脳や精神、身体に悪影響を与えるかに焦点を当てた啓発リーフレットも作成した。
- 不良行為（※）は非行の前兆行為であり、警察では街頭補導活動による非行の未然防止のための指導・助言を推進している。平成30年中の不良行為少年の補導状況は、深夜徘徊（11,391人）、喫煙（6,854人）は減少するも、大学生の飲酒による補導が増加している。
- 深夜徘徊、喫煙の二つの行為で全体の9割以上を占めている。学職（校種）別では、高校生（10,611人）、有職少年（3,642人）、中学生（1,633人）の順である。
- 大麻乱用少年の大半が喫煙歴を有していることから、不良行為少年を補導した際には、大麻の危険性を記載した「指導カード」を交付して、大麻に対する正しい知識や危険性についてのきめ細やかな啓発・指導を行っている。
- 関係機関・団体と連携した非行少年を生まない社会づくりの推進について、少年非行問題の解決を図って少年非行を防止し、健全に育成するためには、地域社会が一体となった非行防止対策が必要と考えている。

（委員からの主な意見）

【小槻委員】

- 危険ドラッグは全国的にも少なくなってきたのか。

【柴田副所長】

- 少なくなってきた。薬物が入手しづらくなったことが考えられる。

【梅山委員】

- 小学生の粗暴とはどのようなものか。
小学生の窃盗とは、集団か。例えば、小学生と中学生のいる集団なのか。
また、大麻乱用少年の内訳（中学生、高校生など）を知りたい。

【柴田副所長】

- 小学生の粗暴とは、学校での暴力や児童間のトラブルによるもの。
小学生の窃盗については、兄弟などで小学生と中学生が混ざっていることもある。小学生の窃盗が増加傾向にあるが、小学校でも万引きはしっかり警察に届けようという意識が出てきている。お菓子やゲームのカード等の窃盗を軽く考えてしまう子どももいるが、金額に関わらず、小さいときから「いけないことはいけない」という道徳観をしっかり身に付けさせることの重要性を感じる。
大麻乱用少年の内訳としては、中学生1人、高校生4人、大学生1人、有職9人、無職1人の合計16人となっている。

【岩井委員】

- 「補導カード」というのを初めて聞いたが、保護者に必ずカードが渡るようになっているのか。

【柴田副所長】

- 補導した際、保護者に「補導カード」を必ず渡し、補導されたことを報告するよう本人に指導しているが、補導されたことを保護者に報告しなかったり、「補導カード」を保護者に見せなかったりする場合も確かにある。しかし、補導した場合は、必ず警察から保護者に連絡している。

少年非行・問題行動等の防止について

(事務局より説明)

- 平成29年度の暴力行為の発生状況は、児童生徒千人当たりの発生件数が全国平均4.8件に対し、京都府は8.0件と高く、京都市は7.8件となっている。特に、小学校での児童千人当たりの発生件数については、全国平均4.4件に対し、京都府は7.3件と高く、増加傾向にある。全国も同様の傾向であり、小学校の暴力行為は過去最多を記録している。
- いじめについては、積極的認知が進み、平成29年度のいじめの認知件数は、全国でも過去最多となっている。京都市の認知件数は2,329件で、積極的認知が進んでいる。
- こうした状況に対し、本市では、京都府警等と連携し、非行防止教室の全校実施や学校警察連絡制度の一層の推進、携帯電話事業者と連携したケータイ教室の実施など、様々な取組を進めている。
- さらに、平成27年度に全市立学校に配置を完了しているスクールカウンセラーについて、配置時間数の拡大を進め、またスクールソーシャルワーカーについては、平成31年度に全中学校区への配置が完了する予定である。
- また、子どもたちの規範意識の育成に係り、啓発パンフレットの作成・配布や、平成29年度から実施している「京都市子ども未来会議」について、前回の会議でも説明のとおり、平成30年度も「京都市中学校生徒会サミット」と小学校による「京キッズ会議」と合同で開催した。

<全国いじめ問題子供サミットについて>

- 文部科学省主催の「全国いじめ問題子供サミット」が、平成31年1月26日(土)に開催され、本市から代表して、小学生2人・中学生2人が参加した。全国から146人の児童生徒が集まり、【私たち目線で考える、いじめ問題へのアプローチ】をテーマに、「いじめを見たり聞いたりした周りの児童生徒の対応の在り方」及び「いじめのSOSの受け止め方について」という2点について、活発な協議が行われ、本市代表の児童生徒4人は、「京都市子ども未来会議」の取組やそれに伴う自校での取組等について発表した。
- いじめられた児童生徒の相談状況として、小学校では信頼できる先生への相談、中学校では信頼できる友人に相談することが多い傾向で、「信頼できる」というのがポイント。子どもたちから、友人の親身になって、味方になり、一緒に解決策を考えようという声があり、大変実りある場になったと感じている。

(委員からの主な意見)

【高橋委員】

- 本日、人権擁護委員の会議があり、学校と法務省の人権擁護機関との連携強化が話題となり、人権擁護委員として、積極的に学校にアプローチし、いろいろな事例を勉強する必要性を感じた。
- 人権教育として、中学校からリクエストがあり、スマホを題材に、携帯電話事業者と連携して講演したこともある。また、学校に、人権の花である水仙を植え付け、花が咲くまでの期間、人権についての話をさせていただくという取組を、小・中学校や幼稚園等で回らせていただいている。保育所での実施は、子どもの年齢の幅があり難しいが、まず「ありがとう」を根付かせるところから始めている。自尊心を高めることや、いけないことをいけないと言う勇気を持つことの大切さなど、生きる力を育むために、先生方とはまた違った視点から学校で子どもたちに話していきたいので、地域の人

権擁護委員を活用していただきたい。

【小槻委員】

- いじめの早期発見のためのアンケートでいじめが発見された件数が全国で増えていると思うが、京都市でのアンケートによるいじめの認知はどの程度あるか。

【事務局】

- 全国的には確かにアンケートによるいじめの認知が52.8%と高い一方で、本市は7.5%と少ない。アンケートに書いてあることを先生が聞き取ってわかった場合、「子どもの訴え」や「先生が発見した」にカウントされている場合がある。担任をはじめとする先生方、保護者等、まわりの大人が気づいている割合が多い。

【大野委員】

- 小学校でのいじめを中学校に情報共有できているか。中学校が、小学校のときにいじめがあったことを聞いておらず、あとから知った、という件を耳にしたことがある。

【事務局】

- 小学校から中学校への引継は行っており、情報の共有は非常に重要だと考えている。

【小槻委員】

- 中学校から高等学校への情報共有、申し送りはされているか。市立学校間はまだしも、府立や私立高等学校への申し送りは難しいものか。

【事務局】

- 中・高等学校へも連絡会等を実施することにより情報共有を図っている。

【室委員】

- 私立学校にも、公立校が、いじめ、問題行動等、困りを抱えた子等がいる場合、連絡してくれている。私立学校においても、小学校から中学校、中学校から高等学校、通信制もでてきているため、情報共有をしっかりと意識して取り組む必要がある。

【山崎委員】

- 日頃から、中学校区内の小・中学校の教務主任が月1回集まるなど、日常的に様々な情報が相互に伝わる仕組みができています。学校運営協議会など、地域ぐるみで子どもたちを守る体制ができてきていると感じる。地域ぐるみで諸課題について話していかなければならない。

いじめ防止等啓発パンフレット（平成31年度配布版）について

（事務局より説明）

- 平成27年度より毎年、いじめの防止啓発パンフレットを小1～3用、小4～6年生用、中学生用、高校生用、保護者用と計5種類作成し、各学校園へ配布している。
- 来年度配布に向けて内容の更新を考えており、御意見いただきたい。

（質問・意見等、特になし）

【柴原委員】

- パンフレット掲載のメッセージの修正や内容修正の意見等があれば、別紙資料により事務局までお願いする。